

平成18年度第7回定例会
町田市教育委員会会議録

1、開催日	平成18年（2006年）10月6日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員長職務代理	名 取 紀美江
	委 員	井 関 孝 善
	委 員	岡 田 英 子
	教 育 長	山 田 雄 三
4、署名委員	委員長	
	委 員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	安 藤 源 照
	生涯学習部長	河 野 修
	教育総務課長	荒 木 純 生
	施設課長	井 上 正 一
	施設課主幹	金 子 敬
	施設課主幹	河 原 昭 夫
	学務課長	松 村 信 一
	指導課長	梅 原 哲
	指導課教育センター担当課長	田 原 克 人
	指導課副参事	坂 本 修 一
	指導課主幹	田 後 毅
	統括指導主事	澤 井 陽 介
	指導主事	中 嶋 建一郎
	社会教育課長	天 野 三 男
	社会教育課主幹	田 中 久 雄
	スポーツ課長	田 中 哲 夫
	図書館長	手 嶋 孝 典
	図書館副館長兼図書館副参事	守 谷 信 二

博物館副館長	畠山 豊
公民館長	落合 忠繁
公民館主幹	石井 健一
ひなた村所長	小川 和明
ひなた村主幹	谷澤 繁
大地沢青少年センター所長	深澤 泉
国際版画美術館副館長	園部 芳徳
書 記	砂川 聡
書 記	堀場 典子
速 記 士	波多野夏香（澤速記事務所）

6、提出議案及び結果

議案第32号	町田市美術資料収集委員会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第33号	町田市立国際版画美術館運営協議会委員の委嘱について	原 案 可 決
議案第34号	町田市青少年委員の解嘱について	原 案 可 決
請願第1号	「入学式、卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」撤回を求める請願	不 採 択

7、傍聴者数 12名（請願人1名を含む）

8、議事の概要

午前10時開会

○委員長職務代理 ただいまより第7回定例教育委員会を開会いたします。

本日は富川委員長が欠席のため、私、名取が職務代理者として委員長の職務を代行いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

それでは、日程に従って進めていきたいと思ひます。

日程第1、月間活動報告に入ります。教育長から説明をお願いします。

○教育長 それでは、9月15日定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

まず、9月16日ですが、小中学校科学教育センター講演会ということで、市民フォーラムで筑波大学名誉教授の白川英樹先生の講演会がございました。当日、小中学校の科学教育センターに通う子どもたちが出席をいたしまして、先生からお話をお聞きしたところです。教育委員さんもお出席されていますので、何か感想があったら後ほどお願いをしたいと思います。

17日に、ジュニアフェスティバル、それから18日も同じですが、17日は音楽、18日はバレエということで、17日の方は私が出席をいたしまして、18日は富川委員長が出席をしております。これは町田市芸術協会と町田市文化・国際交流財団が共催をしたものでございます。

22日と29日、研究発表会がございまして、2学期は研究発表会がかなりありますが、22日が最初ということで、町田第二小学校、それから29日、木曾境川小学校と研究発表会がございました。これから3学期を含めて十六、七校、研究発表会がございまして。これにつきましても、後ほど何かあればお願いをしたいと思います。

23日に市民体育祭の1つであります町田市ダンススポーツ大会が総合体育館でございまして、開会式に出席をいたしました。

同じ日に、多摩・島しょ子ども体験塾ということで、音楽体験事業がございまして、パルテノン多摩で行われました。これは町田と多摩と稲城、3市が主な対象地域でございまして、町田の子どもたち、あるいは親御さんが半数を占めておりました。東京フィルハーモニー交響楽団の音楽でございまして。

24日、これも町田市芸術協会の皆さんがオペラガラ&グロリアミサ演奏会、これは市民ホールでございまして、出席をいたしました。

29日に国際版画美術館の内覧会、今、「飯田善國展」をやっておりますが、その内覧会がございました。この関係につきましては、飯田善國先生は4月にお亡くなりになっておりますので、翌日30日に先生を偲ぶ会がございまして、市長が出席をいたしました、私も出席をさせていただきました。

同じ日ですが、町田からJリーグクラブ誕生を実現する集いということで、サッカーで町田にゼルビアがありますが、ことし関東2部で優勝いたしまして、次に関東1部に昇格をするということで、今後勝ち抜いていきますと、将来的にはJFL、あるいはJ2だとか、そういうふうになるわけですが、とりあえずは30日にはゼルビアの関東2部の優勝と1部昇格、その報告会ということで出席をさせていただきまして、サッカー少年を初め

体育協会だとか、そういう方が大勢出席をしまして、町田からぜひJリーグクラブを誕生させたいというふうな集いでございました。

10月3日、町田市中学校対抗陸上競技大会、野津田の陸上競技場でございました。教育委員さんもお出席をいただいておりますが、南中学校が男女総合優勝ということで、昨年に引き続いての2連覇になります。

以上が月間活動状況でございます。

今月につきましては市議会が開かれておりまして、昨日が最終日ということで、いろいろな表決ということで終わっております。議会の関係については、前回も一般質問だとか、そういうことについては省略をさせていただきました。

○委員長職務代理 それでは、両部長から何かございますでしょうか。

○学校教育部長 昨日、文教生活常任委員会がございまして、行政報告を2件行っております。

1件は、東京都町田市立鶴川中学校教諭の服務事故についてです。

2件目が忠生第三小学校に係る損害賠償請求事件についてであります。

1件目の鶴川中学校教諭の服務事故につきましては、既に新聞報道等がございましたけれども、ことし5月から7月にかけて、鶴川中学校教諭高山忠志が自分の共済組合証に同僚の組合番号等を張りつけて複写し、偽造した組合証を用いて消費者金融業者から貸し付けを受けたというふうなことがございます。この件で、10月4日に懲戒免職の処分が出されているところでございます。この経過についてご報告をしてきたということであります。

2件目の忠生第三小学校に係る損害賠償請求事件についてでありますけれども、本件につきましては報告事項の方で改めてご報告したいと思いますので内容は割愛いたしますけれども、訴訟の提起があったということで報告をしております。

○生涯学習部長 生涯学習部は特にございません。

○委員長職務代理 それでは、各委員さんから、今の教育長、各部長からの報告事項の中に質問等がありましたら、また、活動報告の中で感想等がありましたら、よろしくお願いいたします。

○岡田委員 9月は研究発表などがありましたけれども、まず職場体験というのが中学生はありまして、今回、3期に分けて実施ということでしたので、昨年のように、ああ、やっているな、町のあちらこちらで見かけるなというようなことではなく、むしろ自

然な形でそれぞれの事業所に溶け込んでいたような感じを受けます。実際に私自身が目にすることができたのは、市役所関係以外では、事業所でいうと2カ所だけです。ただ、どちらの事業所も昨年からの協力をしてくださっていて、そして、教育に対する理解をしてくださっていて、非常に協力的だなということで、本当に心から感謝しながらそっと見てまいりました。

3期に分けたということで、中学生たちの希望に職種がかなり合うようになっているのだろうなというふうには思います。ただ、最近の中学校ですとか、小学校も含めてですけども、学校訪問をさせていただいて思うことなんですけれども、今の子どもたちというのは、割合にやりたくないことは無理にしないでいいよというような環境で育てられていて、それが職場体験ということを通して、やりたくなくてもやらなくてはいけないことはあるなというような経験ができているというのは非常に意味のあることかなというような報告をいただいております。

子どもたちは職場体験に行くと、本当はやりたくなかったけれども、やってみたら、やっぱり自分にそれなりの価値を見てくれてうれしかったというような感想があったりすれば、それは本当にいい教育機会だったなということで、単に職場体験というキャリアの面だけでなく、道徳的な倫理教育というような観点からも非常に効果のあるものだというふうに感じております。

それから、幾つか学校を訪問した中で、特に中学校の場合、いわゆる教育指導困難と言われてしまうような場合におきましても、少人数クラスが非常に成果を上げているなということをおぼされるようなところがありました。やはり指導が難しくなる根本にあるのは、授業がわからない、僕はやってもだめなんだというようなところからスタートしているのかなと思われて見てまいりました。わかるようなところまで戻ってあげて指導してあげること、とにかく少人数の授業の中では落ちついて聞けるような子がたくさんいるかなというふうに思って、効果があるなということを感じてまいりました。

○井関委員 9月16日に町田市民フォーラムで開催されましたノーベル化学賞を受賞された白川博士の講演会に出席しました。これは、小学校と中学校の科学教育センター、それぞれの日程の1つとして合同で行ったものです。おのおのの指導員と、主として理科関係の教員も含めて約150名が2時間の講演会に参加しまして、表題は「セレンディピティーを知っていますかー電気を通すプラスチックの発見とセレンディピティー」という、子どもたちはもちろん、一般の大人も余り聞いたことがないものでした。セレンディピテ

イーというのは、探し求めていたわけではないが、偶然のきっかけですばらしい発明や発見をする能力というふうに説明されていました。そのいわれなどは、きょうは時間がないので省略いたしますけれども、白川博士の導電性プラスチックの発明というのは、薬品を入れる量を間違えたということから偶然金属光沢のプラスチックができたので、これをずっと研究していて、アメリカに留学したときに導電性を与えることに成功したわけです。結局は、偶然だけではだめで、その幸運を待ち受け続ける、言いかえると、研究を長時間続けるとか、あるいはそのことをずっと考え続けるということが必要だというようなことを言われました。

導電性プラスチックの発見を説明されながら、以上のことが重要なことを説明して、最後に、いつもなぜかと考えること、それから自然をよく見ること、そして知性を磨きましようというふうに締めくくられました。

あと30分ぐらい質疑の時間となって、特に小学生の子はあらかじめ質問を考えていたらしくて、活発に質問していました。具体的には、駅の券売機のタッチパネルは、なぜ導電性プラスチックがいいのかとか、人工筋肉ができればやわらかいロボットができること、発明が完成したときの気持ちとか、ほかにどんな応用例がありますかなど、白川先生も子どもたちとのやりとりを楽しんでおられるようでした。

これは、この講演の話が出てから3年かかったけれども、無事に終えられたということで、関係者のご努力に感謝いたします。子どもたち、特に小学生は、講演内容は少し難しかったと思うのですけれども、ノーベル賞受賞者の話を近くで聞くことができ、また、10人以上の子どもは質問もできたので、ますます理科が好きになっていくのではないかなと思います。

あと、職場体験について、報告事項をお聞きしてからと思ったのですけれども、さっき岡田委員が述べられましたので、関係しまして私もここで報告させていただきたいと思うのですが、中学校の校長先生が昨年の実施後、少し荒れた子どもが、自分が何かできることを知って自信をつけることができましたというふうに、非常にいい効果があったということをお述べられておりました。今回の職場体験というのは2カ所見ることができたのですが、1カ所は個人商店的なお店で、男子中学生がジャージで立っただけで、お客さんが来ても、帰るときもあいさつの声が聞こえないんですね。ちょうど昨年のNHKの放送で、美容室に行った男子生徒がそんな状態だったので、そのとおりでした。もう一方の方は、大型書店で本を整理していた女子中学生が、お店の人が指示すると「は

い」と言って復唱していました。前の男子生徒の場合は、最後の日にもう1度心配になって行きましてお店の人に聞きましたら、何とかやって帰られましたということで苦情は言っていないでした。むしろご自分にも中学生の子どもさんがいるので、外ではこんなふうになっているのかなとって勉強になったと言ってくれました。

町一中の道徳公開授業のときに言われたのですが、人として肝心なのはあいさつだと。あと、人として大切なことは傾聴、よく聞くことだというふうに言っていて、事業所とかの立場に立ちますと、中学生の面倒を見る人は大変な労力がかかると思うんですね。ひどい場合は営業の妨害にもなってしまうので、あらかじめ準備が必要ということで、幾つかの中学校では、電話のかけ方とかあいさつの練習をしているのを見たことがありますけれども、これから第2期、第3期に当たり、不十分な学校がないように、ぜひ何かの機会に声をかけて、先生方と家庭にもそういうことが周知できるようにしていただけるとありがたいなと思います。

○委員長職務代理 小中学校の科学教育センターですけれども、子どもたちにとって、私もとても貴重な経験をしたと思っております。

それから、職場体験ですけれども、やはりあいさつということは生活の基本的なことで、そういうことも重視されてほしいということを各校長先生に伝えてほしいと思います。お願いいたします。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。——ないようですので、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第32号 町田市美術資料収集委員会委員の委嘱についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第32号は、町田市美術資料収集委員会委員の委嘱についてでございます。

本件は、本年6月30日をもって任期が満了したことに伴い、町田市美術資料収集委員会規則第4条の規定に基づき、委員として委嘱をするものです。

委員の任期は2008年6月30日まででございます。

2枚目をごらんください。遅くなったわけですが、委嘱については7月1日付というふうなことで、表にあるとおり、5名の方をお願いをしております。1名の方、一番下ですが、西洋美術史というふうなことで、新しくなられた方です。従前、月間活動報告でお話

しましたが、飯田善國先生、美術資料収集委員だったわけですが、お亡くなりになりました。その後、いろいろ選任にちょっと時間がかかって、本日ということでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長職務代理 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。よろしいですか。——それでは、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第32号 町田市美術資料収集委員会委員の委嘱については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代理 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

それでは、議案第33号 町田市立国際版画美術館運営協議会委員の委嘱について審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第33号は、町田市立国際版画美術館運営協議会委員の委嘱についてでございます。

本件につきましては、この9月30日をもって任期が満了したことに伴い、町田市立国際版画美術館条例第9条の規定に基づき、委員として委嘱をするものでございます。

なお、委員の任期は2年間ということで、10月1日から2008年9月30日まででございます。

2枚目をごらんください。それぞれ選出区分、学校教育関係から学識経験までございまして、備考欄に任期が書いてあります。今回、新任の方については学校教育関係者と社会教育関係、それから学識経験お1人ということで、3名の方が新任の方でございます。あと残り7名の方については、期数はそれぞれ違いますが、再任の方々でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長職務代理 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。よろしいですか。——それでは、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第33号 町田市立国際版画美術館運営協議会委員の委嘱については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代理 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第34号 町田市青少年委員の解嘱について審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 議案第34号は、町田市青少年委員の解嘱についてでございます。

本件につきましては、2枚目でございますが、藤の台の健全育成地区委員会からご推薦をいただきました委員さんが相模原に転居をしたことに伴いまして辞職の申し出がありましたので、9月30日付で解嘱をするものでございます。

後任の方につきましては、藤の台地区健全育成地区委員会に推薦をお願いしているところでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長職務代理 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。よろしいですか。——それでは、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第34号 町田市青少年委員の解嘱については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代理 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

それでは、請願第1号 「入学式、卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」撤回を求める請願を上程いたします。

本請願につきましては、請願者から口頭意見陳述の申し出がありますので、その取り扱いについてお諮りいたします。意見陳述の申し出は10分以内ということで認めたいと思いますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長職務代理 では、ご異議なしと認め、10分以内での意見陳述を認めたいと思えます。

休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○委員長職務代理 再開いたします。

請願者は10分の範囲の中で意見陳述をお願いいたします。

○大島請願人 読み上げますので、時間になったら言ってください。

東京都教育委員会が出した10、23通達に対して、命令そのものが不当、無効であるということ問うていた国歌斉唱義務不存在確認等請求事件裁判、いわゆる予防訴訟裁判ですが、9月21日、東京地裁は原告の訴えを全面的に認め、損害賠償の支払いを命ずる判決を出しました。これは、東京都教育委員会の通達と行政指導の行き過ぎが憲法に定める思想、良心の自由を侵害し、教育基本法に定める行政の教育への不当な介入に当たるとして判決が出されました。

東京都教育委員会の通達をコピーしたかのような町田市教育委員会の通達は、今回の東京都教育委員会に出された判決に対し、町田市教育委員会も謙虚に判決の中身を受けとめる必要があると強く感じています。

過去の教育委員会の定例会の中でも、ほかの人に敬意を払うためにと、座っている子どもを立たせ、君が代を大きな声で歌わせるよう指導する必要があるとの発言もございましたが、判決では、教師に対しても、国旗掲揚、国歌斉唱をすることに反対するような世界観、主義主張を持つ者の思想、良心の自由も、他者の権利を侵害するなど公共の福祉に反しない限り、憲法上、保護に値する権利と言うべきである。しかも人の内心の領域の精神的活動は外部的行為と密接な関係を有するものであり、これを切り離して考えることは困難かつ不自然であり、入学式、卒業式の式典において、国旗に向かって起立したくない、国歌を斉唱したくない、あるいは国歌を伴奏したくないという思想、良心を持つ教職員にこれらの行為を命じることは、これらの思想、良心を有する者の自由権を侵害していると言うべきであるとしています。

そして、町田市教育委員会の中でも最大の根拠としていた学習指導要領についても、学習指導要領は、原則として法規としての性質を有するものと解するのが相当である。もっとも、国の教育行政機関が、法律の授權に基づいて普通教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合には、教育の自主性尊重の見地のほか、教育に関する地方自治の原則をも考慮すると、教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準にとどめるべきものと解するのが相当である。そうだとすると、学習指導要領の個別の条項が、上記大綱基準を逸脱し、内容的にも教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制するようなものである場合には、教育基本法10条1項所定の不当な支配に該当するものとして、法

規としての性質を否定するのが相当である。

これを学習指導要領の国旗・国歌条項について見ると、同条項は、入学式や卒業式においては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする規定のみであって、それ以上にどのような教育をするかについてまでは定めていない。また、学習指導要領の国旗・国歌条項は、国旗掲揚、国歌斉唱の具体的な方法について指示するものではなく、国旗掲揚、国歌斉唱を実施する行事の選択、国旗掲揚、国歌斉唱の実施方法については、各学校の判断にゆだねており、その内容が一義的なものになっているということはいえない。

そうだとすると、学習指導要領の国旗・国歌条項は、学習指導要領全般の法的効力に関する基準に照らしても、法的効力を有すると解するのが相当である。もっとも、学習指導要領の国旗・国歌条項の法的効力は、その内容が教育の自主性尊重、教育における機会均等の確保と全国的な一定水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準を定めるものであり、かつ、教職員に対し一方的な一定の理論や理念を生徒に教え込むことを強制しないとの解釈のもとで認められるものである。したがって、学習指導要領の国旗・国歌条項が、このような解釈を超えて、教職員に対し、入学式、卒業式の国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する義務を負わせるものであると解することは困難である。したがって、学習指導要領の国旗・国歌条項は、法的効力を有しているが、同条項から、原告ら教職員が入学式、卒業式の国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱することまで導き出すことは困難であるべきであると言っています。

そしてさらに、学習指導要領と同様に、教育基本法10条の趣旨である教育に対する行政権力の不当、不要の介入の排除、教育の自主性尊重の見地のほか、教育における機会均等の確保と一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準に止めるべきであるものと解するのが相当であるとし、これを本件通達について見ると、同通達の内容は、国旗掲揚、国歌斉唱の具体的な方法について詳細に指示するものであり、国旗掲揚、国歌斉唱の実施方法については、各学校の裁量を認める余地のほとんどないほどの一義的な内容になっている。

本件通達及びこれに関する被告東京都教育委員会の一連の指導は、入学式、卒業式等の式典における国旗掲揚、国歌斉唱の実施方法等、教職員に対する職務命令の発令等について、都立学校の学校長の裁量を許さず、これを強制するものと評価することができる上、原告ら教職員に対しても、都立学校の学校長の職務命令に関して、入学式、卒業式の式典

において国歌斉唱等に起立して国歌を斉唱することを強制していると評価することができる。

したがって、教職員に対し、入学式、卒業式の式典において国歌斉唱の際に国旗に向かって起立し、国歌を斉唱せよとの職務命令を発することは、重大かつ明白な瑕疵があると言ふべきである。そうだとすると、本件通達及びこれに関する被告東京都教育委員会の学校長に対する一連の指導は、教育の自主性を侵害する上、教職員に対し一方的な一定の理論や観念を生徒に教え込むことを強制することに等しく、教育における機会均等の確保と一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱的な基準を逸脱しているとの謗りを免れない。したがって、本件通達、及びこれに関する東京都教育委員会の一連の指導は、教育基本法10条1項所定の不当な支配に該当するものとして違法と解するのが相当であり、憲法19条の思想、良心の自由に対し、公共の福祉の観点から許容された制限の範囲を超えていると言ふべきと判断が出されています。

請願の趣旨にあるように、直ちに東京都教育委員会と一体となったような行政による教育への介入する通達、それに基づく通知、実施方針を撤回し、子どもや教師にも君が代、日の丸を強制しない、子どもたちが本当の意味で主役になれる、そんな卒業式、入学式にしていだけるよう強く要望するものであります。

以上です。

○委員長職務代理 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○委員長職務代理 再開いたします。

請願第1号に対する願意の実現性、妥当性、その他について、教育長から説明をお願いいたします。

○教育長 請願第1号 「入学式、卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」撤回を求める請願への願意の実現性、妥当性でございますが、まず、請願の要旨でございます1点目、通達を速やかに撤回してくださいということでございます。本年9月21日に、東京地方裁判所から国歌斉唱義務不存在確認等請求事件判決が出されましたが、東京都教育委員会は9月29日に控訴いたしました。したがって、現時点で係争中の案件であると認識をしております。

町田市といたしまして、今後もこれまでの方針を変えることなく、入学式、卒業式などの適正な実施について本市立全小中学校に働きかけてまいりますので、2003年に小中学校長あてに通達をいたしました「入学式、卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施について」は撤回することはありません。

2点目の実施指針を撤回してくださいということと、3点目の教師への職務命令、これを直ちにやめるよう学校長に周知をしてくださいという点でございますが、これにつきましては、教育基本法あるいは憲法に違反するかどうかにつきましても現在係争中でございますので、今後の行方を見守りたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市教育委員会として、通達に添付いたしました入学式、卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施指針につきましては、入学式、卒業式などを適正に実施する上で各学校長に示した市教育委員会としての方針でございますので、今後もそうした方針の提示は続けてまいりますし、撤回することはありません。

また、職務命令につきましても、今後も校長が必要であると判断した場合は発していくものと考えております。

本請願にある通達や実施指針につきましては、入学式、卒業式などを適正に実施する上で必要な内容を教育委員会として示したものであり、そのことを通して各学校における校長の指導を支援するものでございます。

したがいまして、今後も市教育委員会の役割として必要なものであると考えており、その撤回を求める本請願につきましては願意に沿えるものではなく、不採択といたしたいというふうに考えます。

○委員長職務代理 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

○岡田委員 こちらの請願理由のところに書かれています「本来の正常な、子どもたちの立場に立った教育現場」という思いは、私どもと同一のもので、本当に子どもたちのために教育現場があってほしいというところは全く一緒なんです。そこで考えるんですけども、このような通達が出される以前の卒業式におきまして、君が代がテーブルコーダーで流されて、起立している子もいれば座っている子もいるといったような、保護者の方たちにしても同じような状態というような、そうすると、この君が代が流れている時間というのは一体何なんだろうというようなことを思ってしまうような、そうした状態が果たして本来の教育現場として望ましい状態であったのかどうかということを考えますと、

この通達というのも出された経緯を考えまして、すぐに撤回するというようなことが果たして可能かどうかということを考えますと、やはり教育長の今の回答に同意するところがあります。

確かに思想の自由ですとか、良心の自由ですとかは確保されなければならないものでありますけれども、今申し上げたようなこと、本来の子どもたちのための教育現場、卒業式、入学式というものを思ったときに、どうした形でとり行われるべきなのかということにつきまして、こうした請願も出ているということであれば、実際の教育現場の先生方もまたお話を伺える機会があると私たちは大変ありがたいのですけれども、そうしたことを踏まえた上で、急に変えるというようなことではなくて、じっくり腰を据えて考えていきながら、ただ、今の状態においては、やはりこの通達も必要なものと認識せざるを得ないというふうに考えております。

○委員長職務代理 ほかにございますか。よろしいですか。——それでは、以上で質疑を終了いたします。

請願第1号 「入学式、卒業式などにおける国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」撤回を求める請願についての教育長の説明は不採択です。お諮りします。請願第1号を不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長職務代理 ご異議なしと認め、請願第1号は不採択とすることに決しました。

それでは、日程第3、報告事項に入ります。

追加案件はございますか。

○社会教育課主幹 2006年度の町田市民文化祭についてご報告を加えさせていただきたいと思います。

○委員長職務代理 それでは、1番から順番に報告をお願いいたします。

○学務課長 町田市就学援助費支給要綱の一部改正についてであります。

東京都内に8校あります夜間学級のうちの1校、世田谷区立三宿中学校長より、通学生のうちの1名が町田市在住の方であり、就学援助を希望しているとの要望書が提出されました。これを受けまして、学齢を超過した義務教育未修了者に対し、ひとしく教育の機会を提供するため、中学校夜間学級在籍者に対し、就学援助費を支給するため、今回の改正をいたしたものであります。

主たる改正箇所は、1枚めくっていただきまして、第2「支給対象者」であります。この(2)に「二部授業に就学している児童又は生徒の保護者」という規定を加えました。

なお、これまで支給対象者は保護者としておりましたが、夜間学級通学者は既に保護者がいらっしやらないケースもあり得ることから、ただし書きにおきまして、支給対象者といたしまして、「当該児童又は生徒」という文言を加えました。他の改正部分は、今回の改正にあわせて語句の文言整理等を行ったものであります。

○指導課長 報告事項の2点目でございます。

忠生第三小学校に係る損害賠償請求事件についてご報告をいたします。

10月2日でしたか、私どもに訴状が送達をされました。元忠生第三小学校の児童及びその両親が、元忠生第三小学校の担任教諭、それから町田市教育委員会教育長、町田市、そして東京都を相手取って、当時忠生第三小学校に在籍をしていた原告児童が同級生から暴言、あるいはひざの下をけるというような暴行を受けたことによって不登校に陥り、本来学校で学ぶ権利を奪われたという主訴をもって賠償請求事件が提起されましたので、ご報告をいたします。

今後、私どもといたしましては、弁護士とも相談をしながら対応をしてみたい、このように考えております。

損害賠償請求事件については、以上、ご報告といたします。

続きまして、指導課の2点目でございます。

来る11月4日でございますが、東京都教育の日の町田市における事業といたしまして、「特別支援教育フォーラム①～特別支援教育って何ですか～」というシンポジウムを行いたいというふうに考えております。保護者、市民の皆様特別支援教育というものへのご理解をさらに深めていただきたいという趣旨でございます。この通知につきましては、学校を通じて、保護者、地域にご案内を差し上げるとともに、「広報まちだ」においても呼びかけてみたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

続きまして、指導課の3点目でございます。

お手元に、私の名前で小中学校長あてに発しました「町田市立小・中学校（全60校）の授業改善推進プラン報告」というものを差し上げてございます。いわゆる東京都の学力調査に基づいて各学校が授業改善の推進プランをまとめた、それを各学校に提供して、それぞれの学校の授業力向上に役立ててくださいという趣旨でございます。

1枚おめくりをいただきますと、1番上に「各校の分析・作成内容」というものがござ

います。小学校40校中39校、中学校20校中19校が改善プランを全教科にわたって作成をしております。それから、今後の授業改善の視点については全校が明確に視点を示しているというような内容を記してございます。

2点目は、各校の授業改善推進プランに見られる改善の視点、それから、その主な内容を羅列的に示させていただいております。指導内容、指導方法、教育課程編成上の工夫、あるいは校内における研修・研究、評価というような形でございます。お読みおきをいただければありがたいと存じます。

3点目でございますが、指導課としての考察をお示ししてございます。

授業改善の計画を月ごと、学期ごとに作成している。評価基準を具体的な到達目標として示している。このようなことから、授業改善が実施しやすい工夫が図られているということが言えようかと思えます。また、教材開発、評価、少人数指導など、それぞれの取り組み課題が明確に示されております。ねらいの明確化、評価、週ごとの指導計画の活用が具体的に示されていることで、全教科にわたっての指導法の改善策が具体的に示されてきているというふうに見ることができようかと思えます。

また、授業の評価、児童生徒の変容の分析、授業改善推進プランを評価、改善する取り組み、こういうことについて、今後、私どもとしても期待をしまいたいというふうを考えております。

この推進プランにつきましては、それぞれの学校において、保護者会とか説明会等で保護者の皆様等にまた説明をするように私どもの方から指導しておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上、ご報告でございます。

職場体験につきましては、副参事から申し上げます。

○指導課副参事 続いて、指導課から、中学生の職場体験事業についてご報告をいたします。

本年度の職場体験事業は、中学校20校を9月に8校、11月に6校、2月に6校と3期に分けて実施しておりますが、その第1期目が先週9月25日月曜日から29日金曜日までの5日間実施されました。お手元にお配りしております資料は、この実施結果について、各学校からの第1報を集計したものでございます。ごらんのとおり、299のさまざまな業種の事業所におきまして、中学校8校の950名の生徒が体験をいたしました。

なお、残念な報告ですが、生徒1名が、9月29日金曜日の最終日の職場体験終了後、帰

宅途中で事業所最寄りの駅の階段で転倒しまして、右足首を剥離骨折するというけがを負っております。全治1カ月半のけがということですが、今週は、学校には月曜日、火曜日と松葉づえで登校しましたが、痛みがあるために、水曜日以降今週いっぱい休みまして、来週から登校予定となっております。

なお、今回の鶴川第二中学校の職場体験の様子をNHKが取材をしております、10月6日金曜日、本日ですが、今夜の7時30分から7時55分までの25分間、NHK総合テレビの「特報首都圏」という番組で「いま盛ん しごと体験～子どもたちの夢探し～」という副題で放映が予定されております。

○社会教育課主幹 社会教育課関連の3点のご報告をさせていただきます。

1点目は、2006夏休み子どもフェアの結果についてでございます。

お手元にA3判で3枚の資料があるかと思えます。冒頭にありますように、今年度、夏休み子どもフェアに掲載させていただいた事業につきましては、33部署、104事業でございます。これに基づく各事業の参加人数については延べ2万1256名でございます。昨年度と比べまして、事業数、参加人数ともふえているという結果でございます。

なお、1ページ目にあります総合防災訓練につきましては全市民参加ということで、ここでは参加人数、真ん中にありますが、7885人と括弧書きになっております。ここの数字については、この延べ人数には加えておりません。

あと、それぞれの事業所から自己評価をいただいておりますので、参考にござんいただければと思えます。

市の事業所以外に、それぞれ青少年団体等の民間の事業についても掲載をさせていただいていますが、このように夏休み子どもフェアで統一した広報が掲載されることによって参加人数がふえている、今後も続けてほしいという声もいただいております。

2番目につきまして、二十祭まちだ事業予定についてご報告をいたします。

お手元にパンフレットがあるかと思えますが、今年度6年目になります二十祭まちだ、対象の新成人につきましては、1986年4月2日から1987年4月1日の生まれの方が対象となります。9月1日現在で男子2306名、女子2289名、計4595名となっております。この対象者数は年々減少傾向にありまして、昨年は4863名ということで、今年度は268名の減となっております。

内容につきまして、2006年度のこの事業については、7月14日、9月29日の実行委員会で事業内容を検討して、成人の日のメインステージのほか、資料にありますように、音

楽、ダンス等の事業を11月から実施してまいります。

開いていただいて、右側に、この二十祭まちだのイベント予定ということで、11月12日の日曜日、ストリートダンスが皮切りとなります。今年度4回目になりますこのダンスコンテストは、公民館の応援を受けまして、公民館ホールで10代を対象とした未来人の部、新成人を含むグループを対象とした新成人の部、2部構成で実施をいたします。

また、11月19日日曜日に実施しますボイスパフォーマンスコンテスト2006につきましては、昨年に引き続き2回目ということで、小田急町田駅カリヨン広場を会場にして、楽器を使わないアカペラなどの声によるハーモニーを競うコンテストとして実施します。この実施に当たっては、町田市中央地区商業振興対策協議会、街かどライブ実行委員会、小田急電鉄の協力を得て実施いたします。

また、11月23日、勤労感謝の日に実施しますこだわり市場につきましては、1年目から成人の日の前の土曜、日曜でぽっぽ町田を会場に実施してきた内容ですが、今年度は実施日を11月23日に変更しまして、1日でこの事業を行うと。自分の手で何かをつくり出す人の表現の場として実施してまいります。

11月に行いますこういう3つの事業の後、1月8日にメインステージということで、こしも総合体育館を会場に実施いたします。表面にありますように、司会者、パフォーマンスをしていただく新成人の募集を今行っております。また、同日夜に、市民ホールの応援事業という形で、よしもと爆笑シアターwithダンス・ボイスパフォーマンスコンテストという形で、昨年と同様、事業の実施が予定されております。

プラネタリウム番組につきましては、ことしは1日で特別イベントという形で実施するというので、ここに「2月(予定)」とありますが、2月12日、建国記念日の振りかえ休日を実施日とする予定で、今、企画を詰めております。この1回目の案内につきましては、9月26日に新成人対象で送付をしております。

以上が二十祭まちだの報告になります。

引き続き、市民文化祭についてご報告をさせていただきます。

市民文化祭につきましては、総括主催が町田市教育委員会、主管が町田市文化協会、個別事業の主催を文化協会加盟各団体で開催するという形態で行っております。

今年度から、国際版画美術館の企画展示室の利用について調整が図れました結果、10月28日から始まります秋の催しと、2月24日から実施します春の催しと2部構成で実施することとなりました。

お手元のパンフレットの1ページをお開きいただき、この1ページ目の右側に日程表が入っております。秋の催しにつきましては、舞台関係を市民ホール、市民フォーラム、文芸・展示関係を森野分庁舎と市民ホールの会議室等を利用して実施いたします。開催期間は、そこにありますように、10月28日から11月3日の7日間となります。

春の催しにつきましては、2月24日から3月4日まで、26日の休館日を除き8日間開催ということで実施いたします。

なお、この展示につきましては、ことしから書道協会の方がここに加わって、「市民美術展」という名称で実施されます。

○スポーツ課長 第1回の総合健康づくりフェア2006についてご案内をさせていただきます。

お手元のパンフレットをごらんいただきたいと思います。本来ですと、カラー刷りのものをお配りする予定でしたが、まだちょっと印刷が上がっておりませんで、きょう上がりまして、7日当日には、おいでいただいた方にはカラーのものをお配りする予定でおります。申しわけございません。

実施日は10月7日、明日、土曜日の、全体的には午前10時から午後3時まで総合体育館で開催をさせていただきます。

この総合健康づくりフェアでございますが、2000年度までは市民体力テストということで、スポーツ課の独自の主催で開催しておりましたが、2001年度から健康づくりフェアという名前に変えまして、5課で共催しておりました。昨年度は、スポーツ課と健康課、高齢者福祉課、子育て支援課、4課による共催で280名程度の参加者を得まして開催させていただいております。

今年度につきましては、全庁的な参加、いわゆる「健康」という言葉をキーワードにして全庁的に声かけをしましたところ、12部19課、大幅に拡大をいたしまして、従前はメインアリーナを中心にやっておりましたが、私どもの市民体力テストが今度はサブアリーナに追いやられまして、メインアリーナの方では12部19課、主催としてはパネル展示のようなものを開催してまいります。

体力テストにつきましては、全体より1時間ほど早目に9時から開催をする予定でおります。体力テストについては、昨年は155名、全体では280名の参加を去年得っておりますので、今年度につきましては全庁を挙げて開催させていただきますので、多くの方にご参加いただければというふうに考えております。

○**公民館長** 公民館からは、第26回公民館まつりについてご報告をいたします。

お手元に開催要領及びパンフレットをお渡ししてございます。ごらんください。

第26回公民館まつりですけれども、開催日時が今月10月20日、21日、22日の3日間でございます。

開催場所につきましては、中央公民館6階、7階の各部屋及びロビー等を利用させていただきます。

公民館まつりの実行委員会ができてございまして、3回ほど既に煮詰めて決定をしております。ことしのテーマとしましては、「手をつなごう」というテーマのもとで行われるということです。

参加団体につきましては、発表の部が41団体、展示の部が32団体、合計73団体ということでございます。

10月22日の最終日につきましては、フィナーレが7階ホールでございます。

展示と発表の内容につきましては、お手元のパンフレットの中に書いてございますので、ごらんいただきたいと思っております。10月11日号の広報に掲載予定でございます。

○**委員長職務代理** 以上で各課からの報告は終わりました。一括して、質問、その他がございましたらどうぞ。

○**井関委員** 1番目の町田市就学援助費支給要綱ということについて、中学校の夜間学級については、私の任期中初めて出てきたもので、質問ですけれども、これはご説明では、この援助費を支給する必要がある方というような感じだったと思いますが、中学校の夜間に行ってられる方というのは、町田からはかなり多いのでしょうか。例えば八王子市の学校が一番近いと思っておりますけれども、その辺がもしわかったらお願いします。

もう1つは、よその夜間学級の様子では、外国人の人とか学校へ行かれなかった人というようなのが生徒さんになっている場合が多いようですけれども、この就学援助費支給要綱に関しては、特に外国人の指定は除外とか、そういうことはなしということと考えてよろしいのでしょうか。

○**学務課長** 1点目の町田市から、例えば八王子市立第五中学校が一番近いところだと思いますが、実態は把握しておりません。今回は世田谷区立三宿中学校に1名いらっしゃるということで、親御さんのどちらかの方が外国人でしたけれども、日本人ですね。実際この要綱を承認いただいた後に学校長を通じて申請いただきますので、まだ詳細なことはわかっておりません。ただ、援助費の対象になるだろうという校長からの連絡が

ありまして、改正しないと対象者として扱うことができませんので、今回急遽お願いしたものであります。

もう1点、すみません、もう一度お願いします。

○井関委員 外国人国籍条項みたいなものが入っているかどうかということです。

○学務課長 入っておりません。

○井関委員 入っていないということですね。わかりました。

○岡田委員 指導課の方の授業改善推進プランの報告ですけれども、これをいただいて、これは昨年度もしていただいたと思いますが、これについての中間報告が出されるのはいつぐらいのことになるのでしょうか。今のところの成果はどのようなことで、お話が来ていましたら、そうしたこともお聞きしたいと思います。

○統括指導主事 改善プランについての評価の結果ということでよろしいですか。

○岡田委員 はい。

○統括指導主事 基本的には、改善プランは全教科で作成をしております。東京都の学力調査は、小学校4教科、中学校5教科、学校はそれらをきっかけにして全教科で改善プランをつくっておりますので、具体的に毎学期、学期末の成績をまとめるころにプランの分析や評価を行うのがタイミングとしては一番いいのかなと思います。今回、それを明確にさせていただく意味で、この考察の3点目でございますが、「評価・改善する取り組みを期待したい」というところで、プランの評価結果についてまとめて、こちらの方に情報提供いただくお願いをしております。それは、年度末、教育課程の届け出のころに、この改善プランはスタートが9月ですから、9月から3月まで実施してみた結果について、どんな取り組みが効果があったとか、こんな取り組みは実際にはなかなかできづらかったとか、率直なところで評価をして、そして改善案を再度つくってまた取り組む、そういう流れを今回お願いしたところでございます。

○委員長職務代理 ほかにございますか。——では、ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

以上で第7回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時2分閉会